

はじめに

障害者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である障害者権利条約を、わが国は平成 26 年 1 月に批准し、2 月に発効させています。全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が 4 月より施行されています。特に、行政機関等及び事業者に、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること、及び、障害者当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされたことも大きな一歩であります。具体的な場面における合理的配慮の議論を積み重ねることにより、差別の解消が図られることを期待するものです。

平成 25 年には地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法が施行されています。近年の障害児者の福祉施策は、地域生活支援の視点が重要となってきており、重症心身障害児者が地域で安心して生活できる支援体制を構築していくことが最重要課題となっています。「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」が平成 27 年 12 月 14 日において、「医療的ケア児への支援」として、医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべきである。また、医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域 支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受けることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきであるとされています。

このような状況の中、旭川莊末光先生を代表に厚生労働科学研究において、「重症心身障害児者支援の支援者・コーディネーター育成研修プログラムと普及に関する研究」が行われました。その成果として「重症心身障害児等コーディネーター及び支援者育成研修実施の手引き（自治体向け）」が作成されたところです。今後、各自治体において、重症心身障害児者を支援するための研修が実施され、専門性の高い支援を行うことのできる多くの人材の育成が行われることを期待するものです。

目 次

はじめに

- 1 手引き作成の背景
- 2 手引きの基本的な考え方
 - 1 研修の目的
 - 2 研修の実施体制
 - (1) 運営体制の整備
 - (2) 予算の確保
 - 3 重症心身障害児者等の「地域支援体制」
 - (1) 「地域支援体制」の重要性
 - (2) 「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク
 - (3) 「地域支援体制」の構築第
 - ① 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業等の活用
 - ② 協議会の活用
 - 3 研修の実施にかかる手引
 - I. 重症心身障害児者等コーディネーター・支援者育成研修の基礎的理解
 - 1 「重症心身障害児者等」とは
 - 2-1 「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修」の受講対象者
 - 2-2 「重症心身障害児者等支援者育成研修」の受講対象者
 - 3 「重症心身障害児者等コーディネーター」に求められる資質・役割
 - 4-1 「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修」のカリキュラム
 - 4-2 「重症心身障害児者等支援者育成研修」のカリキュラム
 - II. 地域で重症心身障害児者等コーディネーター・支援者育成研修を実施するために
 1. 運営体制の整備
 2. 予算確保
 3. 会場と開催日
 4. 講師等の選定
 5. 募集・受付の準備
 6. 研修会資料等の準備
 7. ファシリテーターの事前打ち合わせ
 8. 研修会開催
 9. 研修会最後のまとめと振り返り

1 手引き作成の背景

障害児支援については、平成 24 年児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設されました。

平成 25 年には地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法が施行されています。近年の障害児者の福祉施策は、地域生活支援の視点が重要となってきており、重症心身障害児者が地域で安心して生活できる支援体制を構築していくことが最重要課題となっています。それに先立つ、平成 24 年度から、「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」が実施されてきました。これは、地域における支援の中核となる施設等に医療、福祉、教育等の各分野をコーディネートする者を配置し、関係する分野間の協働による様々な形態の事業を実施することにより、課題の整理・共有化、事業の評価等を行い、重症心身障害児者に対する地域支援の全国的な普及を目的としたものです。

平成 26 年 7 月 16 日の障害児支援の在り方に関する検討会「今後の障害児支援の在り方について～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～」によれば、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討が提案されました。

「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」が、平成 27 年 12 月 14 日に出され、「医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべきである。また、医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受けることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきである。」とされていいます。平成 28 年 3 月 1 日、国は、障害者総合支援法等改正案を国会に提出しました。医療的ケア児等について、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策や、医療的ケア児が、地域において必要な支援等を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保険、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるものとされています。

2 自治体向け重症心身障害児者等コーディネーター及び支援者育成研修実施の手引きの 基本的な考え方

1 研修の目的

医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受けることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきであるとされています。このための人材を養成するために、「重症心身障害児者育成コーディネーター育成研修」と「重症心身障害児者支援者育成研修」を実施するものです。

「重症心身障害児者等コーディネーター」は、重症心身障害児者等の支援を総合調整するものである。このため、重症心身障害児者等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。研修受講の対象者は、相談支援専門員等を想定しています。

「重症心身障害児者支援者」は、地域の事業所等で重症心身障害児者等を支援している人および今後支援したいと考えている人である。障害児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等で働いている方やボランティアの方、学生の方等、幅広く対象としています。

両研修は、質の高い「重症心身障害児者等コーディネーター」や「重症心身障害児者支援者」を養成することにより、地域の重症心身障害児者の支援の量的・質的な拡大を図っていくことも目的としています。

2 研修の実施体制

研修の企画・立案、実施、評価、その後の研修への反映といった研修実施のサイクル自治体において効果的に実行していくために研修実施のP D C Aサイクルを構築することにより、研修内容の見直しを実施し、重症心身障害児者等コーディネーター・支援者の更なる資質向上を図ることができます。そのためには、都道府県と市区町村が協働して「重症心身障害児者等コーディネーター・支援者養成研修」の実施体制及びその前

提としての「重症心身障害児者等地域支援体制（後述）」を構築していくことが重要です。

平成28年度より、地域生活支援事業に、新たに「重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等」のメニューが追加されています。市町村事業の位置づけですが、複数市町村による共同実施や、都道府県が使うことも可能です。なお、研修の実施運営について、社会福祉法人等に委託することも可能ですので、地域の実情に応じた研修の実施体制を構築していただきたいと思います。

特に、地方自治体においては、研修を実施するにあたり、以下の点に留意し、企画・運営を行っていただきたいと考えています。

(1) 運営体制の整備

重症心身障害児者等コーディネーター育成研修の運営体制は、「事務局」と「実行委員会（検討チーム）」を分けた方が望ましいと考えます。

- 事務局： 研修の準備から報告までの進行管理と事務一般を行います。
 - 実行委員会（検討チーム）：重症心身障害児者等の方への支援経験が豊富な人を中心とした検討チーム（実行委員会）を組んで、この検討チームが主体的に研修の企画・運営を行います。なお、地域の自立支援協議会等既存の会議の活用も考えられます
- なお、この研修の企画・運営を行う実行委員会等を通して、地域において、重症心身障害児者等支援の情報交換等を行うことができるネットワークが作られ、重症心身障害児者等の支援体制の構築が進むことも期待されます。

(2) 予算確保

事務局や実行委員会の規模や事前準備の頻度、講師の謝金、会場費、開催案内との配布等により支出が決まります。この手引き書では、具体的なモデル案は提示しませんが、受講者の自己負担額をどの程度に設定するかは本研修において重要な事項です。

3 重症心身障害児者等の「地域支援体制」

(1) 地域支援体制」の重要性

重症心身障害児者等が住み慣れた地域で継続して生活を送れるように支援するためには、個々の重症心身障害児者等のニーズに応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。

そのためには、行政（都道府県及び市区町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職相互の連携、さらにはさまざまな住民活動などのインフォーマルな活動を含めた、地域のさまざまな資源を統合、ネットワーク化し、重症心身障害児者等を地域において総合的かつ継続的に支援する仕組みが必要である。このような重症心身障害児者等のための「地域支援体制」により、や重症心身障害児者や家族が地域で安心して生活できる仕組みが整うものです。

（2）「地域支援体制」を可能にする地域支援ネットワーク

重症心身障害児者等の地域における生活を支えるためには、市区町村、専門職や専門機関等が連携した協働のアプローチが必要です。発症心身障害児者等を支援するためには総合的・継続的に協働してさまざまなサービスや支援を提供していくことが不可欠です。このような地域支援システムを構築するためには、行政（都道府県及び市区町村）との連携、医療・保健・福祉・教育・労働・司法などの専門職、専門機関相互の連携、インフォーマルなサービスを含めた、地域のさまざまな社会資源の統合やネットワーク化が必要である。「地域支援体制」を構築するとは、すなわち地域支援ネットワークを構築していくことです。

（3）「地域支援体制」の構築

①重症心身障害児者支援体制整備モデル事業等の活用

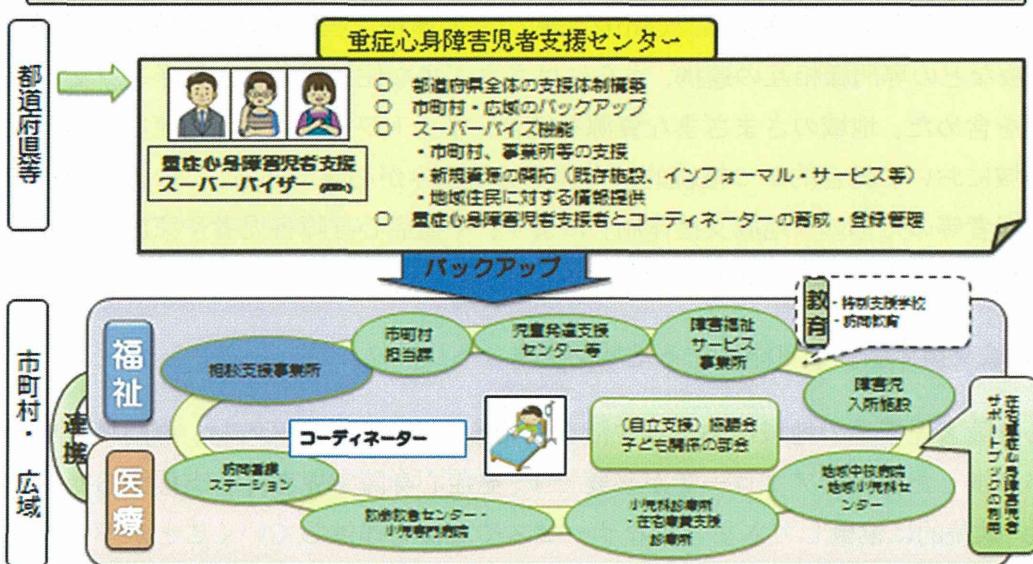
都道府県・指定都市において、医療・保健・福祉・教育・労働・司法など部局横断的施策を構築するために、重症心身障害児者等にかかる関係者からなる「重症心身障害児者支援体制整備検討委員会」を設置し、県内の重症心身障害児者の現状の把握、今後の支援体制の構築等について検討するものとしています。

また、重症心身障害児者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を障害保健福祉圏域（あるいは市町村）において実施するものです。その際、地域での一貫した支援のためには支援のネットワークを構築するとともに、個別の支援計画の作成により関係機関・関係者の緊密な連携のもとで重症心身障害児者の支援を実際に行うものです。

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るために、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村・事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組みを進める都道府県・指定都市・児童相談所設置市に対して補助を実施する。

*将来的には、全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市の設置を目指す



②協議会の活用

障害者総合支援法第89条の2は、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るために、関係機関、関係団体及び障害者等の医療・保健・福祉・教育労働などに関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会を置くことができる。」とされ、同上第2項において「前項の自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」とされています。

具体的には、都道府県及び区市町村の自立支援協議会に重症心身障害児者支援検討部会等を設置して地域支援システムの検討を行うこと等が考えられます。

3 研修の実施にかかる手引き

I 重症心身障害児者等コーディネーター・支援者研修の基礎

この研修は、「重症心身障害児者等」の支援を総合調整するコーディネーター及び支援者を育成するための研修です。

1. 重症心身障害児者等とは

この研修でいう「重症心身障害児者等」は、次の障害児者の方です。

- ・重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者
- ・重症心身障害児者と判定はされないものの、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

2-1. 「重症心身障害児者育成コーディネーター育成研修」の受講対象者

この研修でいう「重症心身障害児者等コーディネーター」は、重症心身障害児者等の支援を総合調整することになります。このため、研修受講の対象者は、相談支援専門員等を想定しています。

また、この重症心身障害児者コーディネーターには、重症心身障害児者等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。

2-2. 「重症心身障害児者支援者育成研修」の受講対象者

重症心身障害児者等支援者育成研修」の受講対象者は、地域の事業所等で重症心身障害児者等を支援している方および今後支援したいと考えている方です。障害児通所支援事業所、相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等で働いている方やボランティアの方、学生の方等、幅広く対象としています。

3-1. 「重症心身障害児者等コーディネーター」に求められる資質・役割

重症心身障害児者等コーディネーターには、次のような資質と役割が求められています。

- 重症心身障害児者等に関する専門的な知識と経験の蓄積
- 多職種連携を実現するための水平関係（パートナーシップ）の構築力
- 本人中心支援と自立支援を継続していくための家族との信頼関係づくり
- 重症心身障害児者等の相談支援業務（基本相談、計画相談、ソーシャルワーク）

- 本人のサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する相談支援専門員へのスーパーバイズとリスクマネジメント
- 地域に必要な資源等の改善、開発に向けての実践力

4-1. 「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修」のカリキュラム

コーディネーターの役割を理解するとともに、コーディネーターとして必要な知識や技術の習得等を学ぶためのカリキュラムとなっています。

4-2. 「重症心身障害児者等支援者育成研修」のカリキュラム

重症心身障害児者支援に必要な医療的ケアに関する基礎知識、利用できる福祉サービス等社会資源、家族支援、関係機関の連携及びネットワーク構築のための具体的ノウハウ等を学ぶためのカリキュラムとなっています。

II 地域で重症心身障害児者等コーディネーター・支援者育成研修を実施するために

地方自治体においては、研修を実施するにあたり、以下の点に留意し、企画・運営を行っていただきたいと考えています。

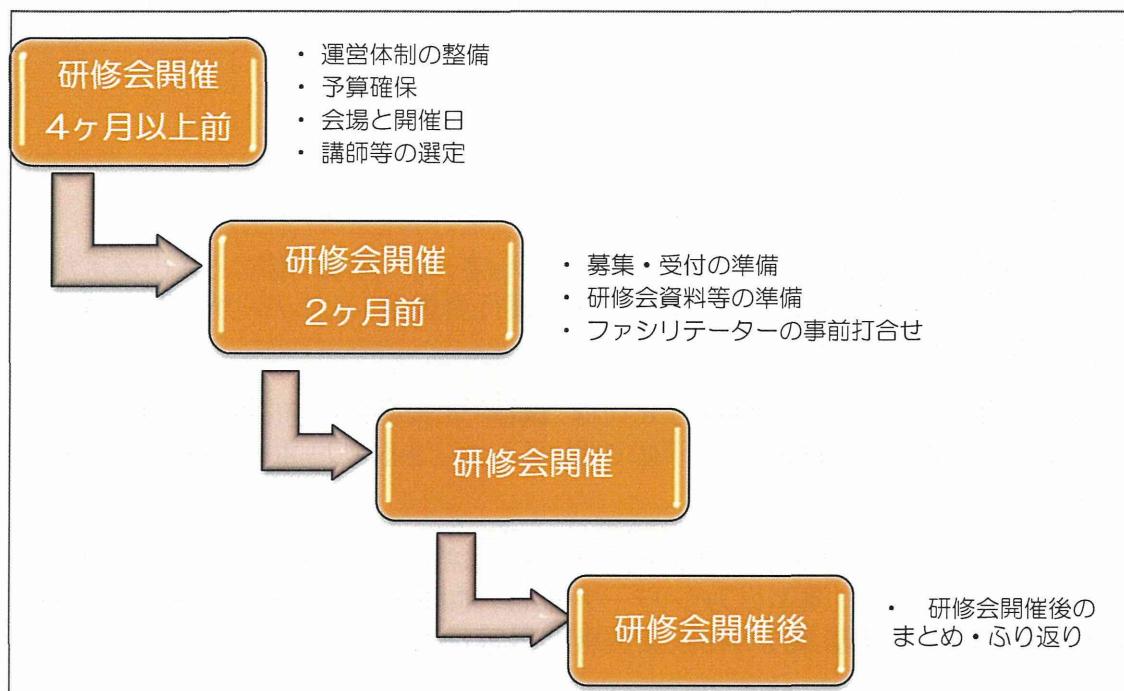
1. 運営体制の整備

重症心身障害児者等コーディネーター育成研修の運営体制は、「事務局」と「実行委員会（検討チーム）」を分けた方が望ましいと考えます。

- 事務局： 研修の準備から報告までの進行管理と事務一般を行います。
- 実行委員会（検討チーム）：重症心身障害児者等の方への支援経験が豊富な人を中心とした検討チーム（実行委員会）を組んで、この検討チームが主体的に研修の企画・運営を行います。なお、地域の自立支援協議会等既存の会議の活用も考えられます

なお、この研修の企画・運営を行う実行委員会等を通して、地域において、重症心身障害児者等支援の情報交換等を行うことができるネットワークが作られ、重症心身障害児者等の支援体制の構築が進むことも期待されます。

研修を開催する際には、次のスケジュール案を参考にして下さい。



2. 予算確保

事務局や実行委員会の規模や事前準備の頻度、講師の謝金、会場費、開催案内との配布等により支出が決まってきます。この手引き書では、具体的なモデル案は提示しませんが、受講者の自己負担額をどの程度に設定するかは本研修において重要な事項です。

また、平成 28 年度より、地域生活支援事業に、新たに「重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等」のメニューが追加されています。市町村事業の位置づけですが、複数市町村による共同実施や、都道府県が使うことも可能であるため、積極的にご活用いただきたいと思います。

なお、研修の実施運営について、社会福祉法人等に委託することも可能です。

3. 会場と開催日

研修の支出額に大きな影響を及ぼすのが、研修会場の確定です。公的な会場の利用が可能なら、費用をかけずに会場の確保ができます。一方、比較的大きな定員を想定した場合、基礎と実践を合わせて 4 日間（連続日程である必要はない）会場をおさえるには、早い段階から企画を立案する必要があります。会場を確定することで、募集定員が自ずと

確定します。また、演習の運営方法次第で定員も変わってきますので、慎重に判断してください。研修は、可能な限り、現場で働いている受講生にとって参加しやすい日程を組んでいただければと思います。

4. 講師等の選定

研修講師と演習のためのファシリテーター（コーディネーター育成研修のみ）の選定が必要となります。講師とファシリテーターには、原則「実行委員会」のメンバーが分担し、実施することが望ましいと考えます。

「受講者用テキスト」以外の資料については、講師・発表者に事前に作成依頼し、当日までに印刷しておく必要があります。研修で用いることができるパワーポイント等は、データで配布いたします。

研修講師には、地元で活躍されている者で、または将来活躍されるだろう者を含めることができます。また、演習のファシリテーターには、地域で重症心身障害児者を対象に計画相談を行っている事業所の相談支援専門員等が望ましいでしょう。

5. 募集・受付の準備

計画相談支援事業所等に、研修の開催要項について情報が行き届くような方法を工夫してください。代表的な募集方法は、次のとおりです。必ず複数の方法を組み合わせて広報を行ってください。

- チラシを印刷し配布する（郵送・FAX）
- 計画相談支援事業所等の管理者・相談支援専門員等が集まる研修会やイベントでチラシを配布
- 事業者が必ず閲覧するWEBページに掲載
- 事業所間のマーリングリストで送付

受講者には、受講決定書と事前提出書類を発送します。また、重症心身障害児者等コーディネーター評価表を送付し、研修受講前に記入して提出してもらうことが求められます。この評価表は、研修の有効性を評価するために開発されたアセスメント表ですが、受講者自身が、研修前にアセスメント表をチェックすることで、自分に足りていない部分について明確化され、より意欲的に研修に望むことができるでしょう。

また、受講者の中でも経験や知識の差がありますので、演習のグループ分けはレベルで分けた方が適する場合もあるでしょう。

6. 研修会資料等の準備

- 研修テキスト（「重症心身障害児者等支援者育成研修テキスト」と「重症心身障害児者等コーディネーター育成研修テキスト」）
- バインダー（受講生用のテキスト・資料等をひとまとめにする）
- 研修テキストの補足資料（自己評価チェックリスト、演習用のワークシート、研修アンケート等）
- 座席表
- 名札（受講者用、講師・ファシリテーター用、事務局用）
- 参加者等名簿
- 演習教材（ワークシート、演習シナリオ、マーカー他）
- 受付セット一式（参加者名簿、文房具、領収書、つり銭）
- 修了証
- ノートパソコン（液晶プロジェクター接続用ケーブル）
- 記録用器具（デジタルカメラ、ビデオカメラ、三脚、記録媒体）
- その他事務用品（梱包用具、紙コップ等）

7. ファシリテーターの事前打ち合わせ

ファシリテーター（コーディネータ研修のみ）は、演習を活性化するための黒子の役割を持っています。当日のファシリテーターの動きについては、【演習のポイント】参照のこと。また、ファシリテーターの言動や行動も参加者から常に見られていることを忘れないよう、事前に確認しておく必要があるでしょう。

8. 研修会開催

重症心身障害児者等コーディネーター・支援者育成研修の標準的なカリキュラムについては、次のとおりのです。各自治体においては、この科目、内容、日数、時間数を基に研修を組んでください。なお、重症心身障害児者等コーディネーター育成研修の日程は基礎と実践を合わせて4日間ですが、連続して実施する必要はありません。

また、受講者の健康管理や、事故・怪我等は原則、受講者の個人責任ではあります、事務局と実行委員は、安全で安心できる研修会の運営を心がける必要があります。

研修終了後に、重症心身障害児者等コーディネーター育成研修評価アセスメント表と、研修アンケートを提出してもらいます。

■ 重症心身障害児者等コーディネーター育成研修日程表

日数	時間	項目	内容	獲得目標
1 日目	15 分	概要説明	研修の概要（目的、期待する成果等）を説明 コーディネーターのあり方、役割等 アドボカシー、エンパワメントの視点 多職種との連携、ネットワーク作り、資源の開発等 ケアマネジメントの手法 子育て支援としての相談支援	研修のイメージをつかむ 重症心身障害児(者)のコーディネーターとして、どうあるべきか、視点、地域連携、資源の開発の方法などを理解する。
	2 時間	総論	重症心身障害医学総論、地域の医療連携など	重症心身障害の特徴、各疾患によるライフステージやそこに必要な医療的な支援をイメージする、地域の医療的な現状を把握する。
	2 時間		医療的ケアの実際	重症心身障害児(者)に必要な具体的な医療的ケア
	1 時間		ライフステージにおける支援の要点	NICU からの移行や、学童期、成人期それぞれの支援の要点
	1 時間		福祉制度・福祉資源	重症心身障害児(者)の計画相談に必要な福祉制度・福祉資源、特にその地域特有の制度など。
2 日目	2 時間	在宅支援関連施設の理解	訪問看護 介護事業所 在宅支援診療所等 医療機関 生活介護 (関連施設見学) 重症心身障害施設、NICU など	重症心身障害児(者)の在宅支援に関わっている事業所や施設の実際を把握し、連携できる。 (施設や NICU の状況を把握し、計画作成にいかす。)
	1 時間	医療・福祉・教育の連携（チーム作り）	地域の中で、どのような医療・福祉・教育の資源が存在し、連携はどうなっているのか、また今後どのように連携を構築（チーム作り）をしていくかを知る。 具体的な取り組みを。	地域の中で、どのような医療・福祉・教育の資源が存在し、連携はどうなっているのか、また今後どのように連携を構築（チーム作り）をしていくかを知る。 具体的な取り組みを。
	1 時間	本人・家族の思い、ニーズ、QOL	当事者の思い、ニーズ、また本人・家族の QOL をどのようにとらえるか。	当事者の思い、ニーズを知り、理解を深め、より当事者の意向に沿った計画作成ができる。
	1 時間	重症心身障害児(者)の意思決定支援	重症心身障害児(者)のコミュニケーションの特徴、意思伝達装置について どのように意思決定支援を行うか。	重度心身障害児(者)のコミュニケーションの特徴を知り、意思決定支援をどのように行うかを学ぶことにより、当事者の意思にできる

	2 時間	重症心身障害児(者)における計画作成のポイント	演習に向けて、計画作成のポイントを学ぶ。	だけ沿った計画相談ができる。 これまでの講義を元に、特に重症心身障害児(者)の計画作成に重要な項目を理解できる。
3 日目	7 時間	演習 計画作成	事例をもとにした計画作成の演習。実際自分たちで計画を作成。また模擬担当者会議により、当事者の意向を反映し、また支援者間の調整を行う。	総論やこれまでの講義を元に、特に重症心身障害児(者)の計画作成に重要なポイントを意識し、事例に基づいて計画作成ができる。
4 日目	7 時間	演習 事例検討	事例をもとに、意見交換・スーパーバイザーによる計画作成の指導を行う。	事例をもとに、ニーズの把握、当事者の意向に沿った計画作成、関係機関との調整などができる。

■ 重症心身障害児者等支援者育成研修日程表

科目名	時間数	内容
1 総論	1	
2 医療	3	障害のある子どもの成長と発達の特徴
		疾患の特徴
		生理
		日常生活における支援
3 福祉	3	支援の基本的枠組み
		制度
		遊び、子どもしさ、保育
		重症心身障害児者等の家族支援
		重症心身障害児者等の生活と虐待
4 連携	2	小児在宅医療における多職種連携
		連携と協働の必要性
5 ライフステージにおける支援	3	各ライフステージにおける相談支援に必要な視点
		NICU から移行支援
		児童期における支援
		学童期における支援
		成人期における支援
		医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
合計	12	

9. 研修開催後のまとめと振り返り

重症心身障害児者等コーディネーター・支援者育成研修評価アセスメント表の事前事後評価の分析とまとめを行います。また、研修を受講し、修了した者を台帳に記録し、保管・管理のほど宜しくお願ひします。

2015/6/04/A(資料2)

重症心身障害児者等支援者育成 研修テキスト

平成28年3月

平成27年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業
(身体・知的等障害分野)

重症心身障害児者の支援者・コーディネーター育成研修プログラムと
普及に関する研究

重症心身障害児者等支援者育成 研修テキスト

平成27年度厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業
(身体・知的等障害分野)

重症心身障害児者の支援者・ コーディネーター育成研修プログラムと 普及に関する研究

平成28年3月

はじめに

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である障害者権利条約を、わが国は平成26年1月に批准し、2月に発効させている。全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が4月より施行される。特に、行政機関等及び事業者に、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること、及び、障害者当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされたことも大きな一歩である。具体的な場面における合理的配慮の議論を積み重ねることにより、差別の解消が図られることを期待する。

平成25年には地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法が施行されている。近年の障害児者の福祉施策は、地域生活支援の視点が重要となってきており、重症心身障害児者が地域で安心して生活できる支援体制を構築していくことが最重要課題となっている。「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」が平成27年12月14日においては、「医療的ケア児への支援」として、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべきである。また、医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受けることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきであるとされている。

このような状況の中、旭川莊末光先生を代表に厚生労働科学研究において、「重症心身障害児者支援の支援者・コーディネーター育成研修プログラムと普及に関する研究」が行われた。その成果として「重症心身障害児等支援者育成研修テキスト」が作成されたところである。今後、研修プログラムやテキストの活用により在宅重症心身障害児者を支援するための研修が実施され、専門性の高い支援を行うことのできる多くの人材の育成が行われることを期待するものである。

上智大学 大塚 晃